

# 国保連合会だより



NO. 30-7  
 平成31年3月18日  
 静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL (054) 253-5581  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## 1 平成31年度診療報酬等の支払予定日は次のとおりです。

(1) 電子情報処理組織等を使用して請求を行う保険医療機関等

請求月	支払月	振込日
平成31年 3月	平成31年 4月	19日 (金)
平成31年 4月	平成31年 5月	20日 (月)
平成31年 5月	平成31年 6月	20日 (木)
平成31年 6月	平成31年 7月	19日 (金)
平成31年 7月	平成31年 8月	20日 (火)
平成31年 8月	平成31年 9月	20日 (金)
平成31年 9月	平成31年10月	18日 (金)
平成31年10月	平成31年11月	20日 (水)
平成31年11月	平成31年12月	20日 (金)
平成31年12月	平成32年 1月	20日 (月)
平成32年 1月	平成32年 2月	20日 (木)
平成32年 2月	平成32年 3月	19日 (木)

(2) 紙媒体を使用して請求を行う保険医療機関等

請求月	支払月	振込日
平成31年 3月	平成31年 4月	25日 (木)
平成31年 4月	平成31年 5月	24日 (金)
平成31年 5月	平成31年 6月	25日 (火)
平成31年 6月	平成31年 7月	25日 (木)
平成31年 7月	平成31年 8月	23日 (金)
平成31年 8月	平成31年 9月	25日 (水)
平成31年 9月	平成31年10月	25日 (金)
平成31年10月	平成31年11月	25日 (月)
平成31年11月	平成31年12月	25日 (水)
平成31年12月	平成32年 1月	24日 (金)
平成32年 1月	平成32年 2月	25日 (火)
平成32年 2月	平成32年 3月	25日 (水)

## 2 平成31年度国保診療（調剤）報酬請求書等の休日受付の実施

平成31年度において、10日（締切日）が土曜日、日曜日に当たる月の受付業務について、下記のとおり休日受付を実施いたしますのでお知らせします。

なお、各月の診療（調剤）報酬請求書等の提出期限は10日ですが、早めに提出くださいますようお願いをお願い申し上げます。

### ◎ 土曜日・日曜日の受付業務

次の月の10日（締切日）は、土曜日、日曜日に当たりますが、本会事務所を開所し、受付業務のみを行います。

平成31年度 8月10日（土） 11月10日（日）

※ 開所時間 午前8時30分から午後5時まで

## 3 県単独福祉医療費請求書等作成支援ソフト（改元対応版）について

県単独福祉医療費請求書等作成支援ソフト（以下ソフト）」の改元対応版（VER4.0.0.0）を無償で配布します。

配布を希望される保険医療機関・保険薬局様は「県単独福祉医療費請求書等作成支援ソフト利用申込書兼同意書」を本会ホームページからダウンロードし、本会保険者支援課あて送付願います。（電話、FAX及びEメールでの受付は行いません）

**【注意】既に配布しましたソフトVER1.0.0.2を現在使用されている保険医療機関・保険薬局様は必ず申込みをしてください。**

ソフトVER1.0.0.2は改元以降使用できなくなります。（5月診療（調剤）分以降登録不能）

なお、ソフトVER4.0.0.0はインストールすることでソフトVER1.0.0.2の登録データを移行して使用することができます。

### 【県単独福祉医療費請求書等作成支援ソフト仕様等】

#### （1）機能

福祉医療費（83 子ども医療費、84 母子家庭等医療費、85 重度障害者（児）医療費）の請求（明細）書の作成及び、提出用磁気媒体の請求（明細）CSVファイルの作成ができます。

※詳細は本会ホームページの「インストール・操作マニュアル」を御参照ください

#### （2）利用申込書

※本会ホームページから「利用申込書兼同意書」をダウンロードください

#### （3）配布時期

平成31年3月29日（金）までに申込みいただいた場合は、平成31年4月中旬に配布いたします。

それ以降の申込みは準備ができ次第、順次配布いたします。

#### （4）ソフトに関するお問い合わせ

業務部保険者支援課 TEL 054-253-5595

（受付時間：土日、祝日を除く9：00から12：00、13：00から17：00）

#### 4 県単独福祉医療費に係る請求（明細）書の様式についてのお知らせ

平成 31 年 5 月の改元に伴う県単独福祉医療費（こども医療費・母子家庭等医療費・重度障害者（児）医療費）請求（明細）書の様式の変更はありません。

なお、「診療年月」、「生年月日」、「提出年月日」は改元以降も和暦で記入していただくようお願いいたします。

（例 診療年月「新元号元年 5 月」の場合は「1 年 5 月分」と記入）

紙媒体記入方法及び磁気媒体提出方法の詳細は本会ホームページを御参照ください。

※静岡県国民健康保険団体連合会ホームページ

(<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>)

【ソフト関連書類格納場所】

ホーム画面→保険医療機関・薬局等の皆様へ→医療費助成の取扱い（こども・母子・重度）→医科、歯科、調剤→10. お知らせ